

令和5年12月20日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市特別職報酬等審議会  
会 長 加 藤 四 朗

犬山市特別職の給料及び議員の報酬の額の改定について（答申）

令和5年11月10日付け5犬総第158号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 改定内容について

審議の結果、本市の市長、副市長及び教育長の給料、議員の報酬の月額については、市長967,000円、副市長802,000円、教育長712,000円、議長529,000円、副議長488,000円、議員473,000円とする。

2 答申までの経緯

本審議会は、令和5年11月10日付で、市長から「犬山市特別職の給料及び議員の報酬の額の改定について」の諮問を受けた。

現行の額は、平成24年度審議会の答申を受け、平成25年4月1日に改定されたもので、その後、平成28年度審議会で各職とも据え置き、さらに令和元年度、令和3年度審議会でも同様に据え置きの答申がなされてから、概ね2年を経過したため改定の要否について要請されたものである。

本審議会は、市内各団体及び各分野から選任した委員で構成し、関係資料を求めた上で11月10日及び11月28日に会議を行い、幅広い視点で審議を行った。

3 改定に関する社会動向等

(1) 社会情勢

令和2年から現在まで4年近くにわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、日本の社会経済に多大な影響を及ぼした。これに加えて、ウクライナ情勢の長期化、中東

地域をめぐる情勢も影響している。

内閣府月例経済報告では、景気全体の判断について、前回の令和3年度審議会の開催時には「新型コロナウイルス感染症の影響により（中略）厳しい状況にある」としていたが、途中「持ち直しの動きがみられる。」となり、令和5年10月現在では「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

## （2）犬山市の財政状況

当市のここ数年度の財政状況について、財政力指数は前回開催時の0.91から令和4年度決算時において0.87となり、ほぼ横ばいの状況である。

決算状況により地方自治体としての財政状況は現状では健全と判断するが、今後とも、安定した財政運営をしていくためには、歳入の根幹である市税の増収と不必要な歳出の削減をするとともに、市民サービスの向上に最も効率的な財政運営を行う必要がある。

## （3）特別職の報酬等の現状

本市の特別職の報酬月額等については、平成24年度審議会の答申に基づき、平成25年4月から、市長が4,000円（△0.41%）減の964,000円に、副市長が3,000円（△0.37%）減の800,000円に、教育長が3,000円（△0.42%）減の710,000円に、議長が2,000円（△0.38%）減の527,000円に、副議長が2,000円（△0.41%）減の487,000円に、議員が2,000円（△0.42%）減の472,000円に引き下げを行った。

その後の平成28年度審議会、令和元年度審議会、令和3年度審議会では、すべての職について給料・報酬額を据え置く旨の答申がなされたことより、現状上記の月額により支給が行われている。

## 4 引き上げとした理由

### （1）市長、副市長及び教育長の給料の額について

市長、副市長及び教育長については、市政執行の最高責任者であり、職責は非常に重く、日頃から重圧の中で多くの業務にあたっていることから、その給料月額については、それぞれの職責・業務に応じた給与が適正に支給されるべきである。

本審議会では、経済状況、本市の財政状況を踏まえ、人事院給与勧告及び勧告に基づく一般職の給与改定状況や、県下自治体間の各職の支給額の比較など、さまざまな視点から審議を行った。

本市の市長、副市長及び教育長の給料の水準については、県下各市の状況と比較した場合、概ね中段に位置し（名古屋市を除く県下37市中、市長23位、副市長20位、教育

長 21 位)、県下では高い水準にはない。

市長、副市長及び教育長の給料月額、平成 24 年度審議会の答申に基づく給料の引き下げが翌 25 年度に行われてから現在まで 11 年間据え置きとなっている。

また、ここ数回の審議会で、「市の財政状況や歳入見込みの改善の状況に応じ、今後改めて市長、副市長及び教育長の給料については引き上げの検討を行うこと」としていた点については、市の財政状況は健全であるものの、横ばいの状況にあり、改善までには至っていないと判断した。

このような状況を踏まえ、委員からは、市民のため積極的に市政に取り組む日頃の姿勢と実績は評価されるべきであり、物価の上昇が見られ、労働者の最低賃金も上がる中、引上げてもよいのではないかと、という意見があった。

これを受けて、国家公務員の行政職俸給表(一)の引上げ(0.96%)を踏まえ、今年度の人事院勧告の指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10 級の平均改定率(0.3%)と同程度を引上げられるため、0.3%程度引き上げるのが妥当であるとの結論に至った。

## (2) 市議会議員の報酬の額について

非常勤の特別職である市議会議員は、行政機能のチェック及び適正化に加え、複雑化、高度化する社会制度と地域の課題解決に、幅広い見識と専門知識がますます求められており、その役割と重責に応じた適正な報酬の支給が必要である。

本市の市議会議員の報酬の水準については、県下各市の状況と比較した場合、議長及び副議長は、ほぼ中段に位置しており決して高い水準にあるとは言えないが、一般議員の報酬は県下で平均を上回っている(名古屋市を除く県下 37 市中、議長 21 位、副議長 17 位、議員 11 位)。

委員からは、議員の日頃の活動が積極的かつ活発に行われている点を評価する意見があるものの、一般議員の報酬は県下で平均を上回っていることから、引き下げについても検討すべきという意見も出された。

しかしながら、議員定数を 20 人から 18 人にしたことで、全議員の年収総額ではほぼ中段に位置していること、また、市長、副市長及び教育長と同じく、日頃の活動内容は先進的な取り組みの推進や積極的な情報公開の姿勢などから高く評価すると言った意見もあった。

これを受けて、議長、副議長、議員は、国家公務員の行政職俸給表(一)の引上げ(0.96%)を踏まえ、今年度の人事院勧告の指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10 級の平均改定率(0.3%)と同程度を引上げられるため、0.3%程度引き上げるのが妥当であるとの結論に至った。